

白山市 介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

NO	カテゴリー	標題	質問	回答	更新日
1	訪問型サービス・通所型サービス(共通)	対象者の判断について	訪問介護・通所介護相当サービスの対象者として、「入浴介助等の身体介護が必要な方」、「認知症等の症状がある方」、「医療依存度の高い方」と示されているが、誰が判断するのか。	利用者の状態像や希望等を踏まえ、適切なアセスメント、自立支援を基本とした介護予防ケアマネジメントの過程で、サービス担当者会議等で専門的意見を聴取し、判断する。 判断に迷う場合等は、随時、白山市に相談して欲しい。	H29.7.5
2	訪問型サービス・通所型サービス(共通)	市外に住所を有する事業所の指定について	訪問型サービス、通所型サービスについて、白山市外に住所を有するサービス事業所の指定はどう考えているのか。	H30.4.1以降の新たな事業所の指定については、白山市に住所を有する事業所のみを指定していたが、更新日以降の訪問型サービスについては、以下の要件のいずれにも該当する市外に住所を有する事業所についても、指定する。 ・介護保険法に基づく訪問介護又は当市以外の市町で第1号訪問事業の指定を受けていること ・当市にお住まいの方にサービスを提供できること。但し、複数名の方にサービスを提供できること なお、通所型サービスの新たな事業所指定については、当市に住所を有する事業所を指定する方針である。 今後については、他市町の状況等をみながら、検討する。	H30.11.16
3	訪問型サービス	従事者の資格要件である一定の研修受講者について	訪問型サービスAの従事者の資格要件である一定の研修受講者について、他市町主催の研修を修了している場合も、白山市主催の生活支援に関する研修を受ける必要があるのか。	白山市主催の研修と同程度のカリキュラムであることを当市が認めた場合は、当市主催の研修を受ける必要はない。 当市が当該研修修了証を交付した市町に確認し、判断する。	H29.7.5
4	訪問型サービス	提供時間について	訪問型サービスAのサービス提供時間について、基準はあるのか。	1回あたりのサービス提供時間は、45分以上1時間程度とする。ケアマネジメントにより位置付けられた時間とすること。	H29.7.5

白山市 介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

NO	カテゴリー	標題	質問	回答	更新日
5	訪問型サービス	人員配置について	訪問介護、訪問介護相当サービスの管理者兼サービス提供責任者が、訪問型サービスAの管理者を兼務することは可能か。	兼務可能であるが、業務に支障がないかを検討していただきたい。	H29.7.5
6	訪問型サービス	サービスの基準について	身体介護と生活援助の両方を利用している場合は、どちらのサービスを利用すればよいのか。	身体介護があつての生活援助であれば、訪問介護相当サービスの利用となる。	H29.7.5
7	通所型サービス	提供時間について	通所型サービスAのサービス提供時間について、基準はあるのか？	1回あたりのサービス提供時間は、3時間以上7時間程度とする。ケアマネジメントにより位置付けられた時間とすること。	H29.7.5
8	通所型サービス	定員について	通所型サービスAについて、利用定員を設ける必要はあるのか？	通所型サービスAの利用定員を設定することになるが、通所介護の指定を受けており、通所型サービスAと一体的に実施しようとする場合は、「通所介護定員から通所介護(通所介護相当サービス含む)利用者を除いた人数」と表記することで、定員を定めているものとみなす。 なお、他市町の指定により通所介護(通所介護相当サービス含む)とは別に通所型サービスAの定員を定めている場合、当市の通所型サービスAの定員は、通所介護(通所介護相当サービス含む)の定員に含むものとする。	H29.7.5

白山市 介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

NO	カテゴリー	標題	質問	回答	更新日
9	通所型サービス	従事者について	通所介護と通所介護相当サービス、通所型サービスAを一体的に運営する場合、従事者の配置はどうなるのか。	通所介護と通所介護相当サービス、通所型サービスAを一体的に運営する場合の従事者については、それぞれのサービス提供に支障がない範囲で、通所介護の介護職員が通所型サービスAの従事者を兼務することは可能である。例えば、通所介護と通所介護相当サービス、通所型サービスAの利用者15人までは介護職員が1人いれば双方の基準をみたと判断する。 なお、他市町の指定により通所介護(通所介護相当サービス含む)とは別に通所型サービスAの定員を定めている場合の従事者は、上記の判断には当てはまらないものとする。	H29.7.5
10	通所型サービス	提供場所について	通所介護と通所介護相当サービス、通所型サービスAを一体的に運営する場合、サービスを提供する場所を区別する必要があるのか。	必ずしも場所を分ける必要はないが、その場合、プログラム内容を区分する等、利用者の処遇に影響がないように配慮すること。	H29.7.5
11	通所型サービス	指定申請について	通所型サービスAについて、各種加算を算定する場合は要件を満たす有資格者の資格証の写しを提出する必要があるのか。	各種加算を算定する場合は、要件を満たす有資格者の資格証の写しを提出すること。 なお、生活相談員の配置が必要な加算を算定する場合は、経歴書も提出すること。	H29.7.5
12	通所型サービス	従事者について	通所型サービスAについて、従事者は無資格者でもよいのか。	現行においても資格要件はなく、総合事業についても同様とする。 但し、各種加算を算定する場合は、要件を満たす有資格者を配置すること。	H29.7.5
13	通所型サービス	自費徴収について	通所型サービスAにおいて、入浴又は送迎サービスを提供した場合、別途費用を徴収してよいのか。	通所型サービスAにおける入浴又は送迎(通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎を除く。以下この質問の回答において同じ。)に要する費用については、基本報酬に含まれているため、自費徴収はできない。 但し、入浴又は送迎サービスを提供しないことで減算は考えていない。	H29.8.8

白山市 介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

NO	カテゴリー	標題	質問	回答	更新日
14	訪問型サービス・通所型サービス(共通)	月途中のサービス変更について	通所型サービスAを利用している方が、月途中で入浴介助等の身体介護が必要となった場合、通所介護相当サービスを利用することは可能か？また、その場合の費用はどうか。	月途中で通所型サービスAから通所介護相当サービス(その逆の場合も同じ。)への変更は可能である。その場合は、ケアプランの変更が必要となる。また、費用については、それぞれの日割り計算となる。 なお、訪問型サービスにおいても、同様に対応すること。	H29.8.8
15	訪問型サービス	対象者の判断について	認知症はあるが、訪問型サービスでは掃除のみを支援している場合、どのサービスを利用するのか。	認知症等の症状により、サービス提供時に専門的な視点から支援内容等の設定が必要な場合は、その旨をプランに位置付け、訪問介護相当サービスの利用となる。 なお、認知症等の症状をプランに位置付ける場合は、表現に配慮すること。	H29.8.8
16	通所型サービス	対象者の判断について	入浴が必要な方は、通所介護相当サービスの利用となるのか。	自宅の浴室環境が原因で自宅で入浴できない等ではなく、通所事業所において入浴介助が必要かどうかで判断する。入浴介助が必要ない場合(入浴以外のサービス提供において専門的支援が必要な場合は除く)は、通所型サービスAの利用となる。	H29.8.8
17	通所型サービス	対象者の判断について	現在、通所型サービスの提供時に、進行性疾患等が原因で、日により歩行等が自立している場合と介助が必要な場合がある方は、どのサービスを利用するのか。	通所型サービスの提供時に、進行性疾患等が原因で、日により介助方法が異なり、専門的な視点から支援内容等の設定が必要な場合は、その旨をプランに位置付け、通所介護相当サービスの利用となる。	H29.8.8
18	通所型サービス	対象者の判断について	自宅で入浴はしているが、認知症のため洗髪・洗身が不十分で、通所型サービスでの入浴時に洗髪・洗身を介助している場合は、通所介護相当サービスの利用でよいのか。	自宅で入浴はしているが、認知症等の症状により洗髪・洗身が不十分で、清潔保持のためには通所型サービスでの洗髪・洗身介助が必要な場合は、その旨をプランに位置付け、通所介護相当サービスの利用となる。 なお、認知症等の症状をプランに位置付ける場合は、表現に配慮すること。	H29.8.8

白山市 介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

NO	カテゴリー	標題	質問	回答	更新日
19	訪問型サービス・通所型サービス(共通)	事業所の指定について	訪問型サービスAや通所型サービスAの実施は、年度途中からでも可能か。	年度途中であっても、訪問型サービスAや通所型サービスAの指定は可能である。 なお、指定年月日の少なくとも1ヶ月前までには、必要書類を添えて申請すること。	H29.11.2
20	訪問型サービス・通所型サービス(共通)	各種届出について	訪問型サービスAや通所型サービスAにおいて、各種届出の提出期日はいつまでか？	届出内容により、以下の期日までに届出書及び必要書類を提出すること。 ・運営規程等の変更届書→変更があった日から10日以内 ・事業費算定に係る体制等に関する届出書→算定月の前月15日まで ・事業所の休止又は廃止届出書→休止又は廃止の1ヶ月前まで ・休止した事業所の再開届出書→再開から10日以内	H29.11.2
21	訪問型サービス・通所型サービス(共通)	記録等について	通所型サービスAにおいて、加算を算定せず、個別サービス計画を作成しない場合も、サービス内容等の記録は必要か。	通所型サービスAにおいて、個別サービス計画の有無に関わらず、提供するサービス内容の記録(様式は任意)は必要である。 なお、訪問型サービスAにおいても、同様に対応すること。	H29.11.2
22	訪問型サービス・通所型サービス(共通)	対象者の判断について	認知症により日常生活に支障がある方で、認知度の判断が主治医意見書と調査票が異なる場合は、どのように判断するのか。	主治医意見書や調査票のほか、サービス担当者会議等で専門的意見を聴取し、認知度を判断する。	H29.11.2

白山市 介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

NO	カテゴリー	標題	質問	回答	更新日
23	訪問型サービス・通所型サービス(共通)	対象者の判断について	訪問介護・通所介護相当サービスの対象者として、身体介護に含まれる「自立生活支援のための見守りの援助」の具体的な内容は？	<p>身体介護に区分される「自立生活支援のための見守りの援助」とは自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りをいう。単なる見守り・声かけは含まない。</p> <p>例えば、掃除、洗濯等の家事行為であっても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者と一緒に手助けしながらを掃除を行うとともに、安全確認の声かけや疲労等の確認をする ・洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う <p>という、利用者と共に行う自立支援のためのサービス行為は身体介護に区分される。</p> <p>また、利用者の身体に直接接触しない、見守りや声かけ中心のサービス行為であっても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動時、転倒しないようにそばについて歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る <p>という、介助サービスは自立支援、ADL向上の観点から身体介護に区分される。そうした要件に該当しない単なる見守り・声かけは訪問介護・通所介護相当サービスとして算定できない。</p>	H29.11.2
24	訪問型サービス	初回加算について	訪問型サービスにおいて、訪問介護相当サービスと訪問型サービスAの間で移行があった場合は、初回加算を算定できるのか？	<p>同一事業所において訪問介護相当サービスと訪問型サービスAの間で移行があった場合は、初回加算を算定できない。初回加算を算定できるのは、以下の場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が過去2ヶ月(暦月)以上、当該事業所からサービス提供を受けていない場合 ・要介護者が要支援認定を受けた場合又は事業対象者となった場合 	H29.11.2